

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例
 - 鳥取県団体営土地改良事業助成条例
 - 鳥取県工場設置促進条例
 - 鳥取県牛生産検査条例
 - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
 - 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
 - 風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県県営印刷事業特別会計条例を廃止する条例

条 例

鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 農家の畜産経営の規模の拡大及び合理化を図ることを目的として、牛の放牧に供するため、鳥取県立大山放牧場(以下「放牧場」という。)を西伯郡岸本町及び日野郡溝口町にわたる地区に置く。

(利用の許可)

第三条 放牧場を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(使用料の徴収)

第四条 放牧場の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、放牧場の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表

牛の種類	金額 (一頭一日につき)	
	金	額
和牛	生後五月以上十二月未満	四〇円
	生後十二月以上八月未満	六〇円
	生後八月以上	八〇円
乳牛	生後五月以上十二月未満	六〇円
	生後十二月以上八月未満	八〇円
	生後八月以上	一〇〇円

鳥取県団体営土地改良事業助成条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県条例第三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県団体営土地改良事業助成条例

(目的)

第一条 この条例は、知事が指定する団体その他の者(以下「指定団体」という。)又は市町村が行なう土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項の土地改良事業(第五号及び第六号の事業並びに県に委託して行なう事業を除く。以下「団体営土地改良事業」という。)の推進を図るための措置について必要な事項を定め、もつて本県における農業生産基盤の整備を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第二条 知事は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、市町村に対し、市町村が団体営土地改良事業を行なう指定団体に対して当該事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が行なう団体営土地改良事業に要する経費について補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第三条 前条の補助金の額は、団体営土地改良事業の事業費の総額に百分の十五(は場整備事業以外の事業については百分の十)を乗じて得た額を規則で定める利率で五年間元金均等償還の方法によつて元利償還するものとして得た額の総額と事業費の総額に百分の十五(は場整備事業以外の事業については百分の十)を乗じて得た額の百分の二十に相当する額に規則で定める率を乗じて得た額とを合算して得た額の範囲内の額とする。

(補助金の交付の方法)

第四条 補助金の交付は、規則で定めるところにより、団体管土地改良事業開始の日又は団体管土地改良事業に対する市町村の補助開始の日の属する年度を初年度として五箇年度にわたつて交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第五条 補助金の交付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を知事に提出するものとする。ただし、第二年度以降における補助金交付申請書については、第三号の事項を省略することができる。

一 事業の目的

二 補助金の交付を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名

三 補助金交付の対象となる事業の計画

四 その他参考となるべき事項

(補助金の返還等)

第六条 知事は、この条例の規定により補助金の交付を受けた、又は受けている市町村(当該市町村から補助金を受けた、若しくは受けている指定団体を含む。)が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ

一 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。

二 この条例の規定に違反し、又は補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県工場設置促進条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県工場設置促進条例

鳥取県工場設置奨励条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第九号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、県内において既存の工場の拡充及び新規の工場の設置を促進するための措置について必要な事項を定め、もつて本県工業の振興を図ることを目的とする。

(奨励金の交付)

第二条 知事は、前条の目的を達成するため、県内において、一の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が五百万円をこえ、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日雇い入れられる者を除く。)の数が十人をこえるもの(以下「対象

設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

(奨励金の額)

第三条 前条の奨励金の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 新設し、又は増設した対象設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地(土地については、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。)の取得に対して課する不動産取得税として納付した額に相当する額に十分の九を乗じて得た額

二 新設し、又は増設した対象設備に係る機械及び装置に対して、その取得の日の属する年の翌年四月一日の属する年度(取得の日が一月一日の場合においては、当該年の四月一日の属する年度とする。以下「初年度」という。)以降三箇年度の間において県が課する固定資産税として納付した額に相当する額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める率を乗じて得た額

年 度	率
初 年 度	十分の九
第 二 年 度	三分の二
第 三 年 度	三分の一

(奨励金の交付時期)

第四条 奨励金は、前条に規定する不動産取得税又は県が課する固定資産税の納付ごとに当該納付額について前条の規定による額を当該納付の日の属する年度の翌年度に交付する。

(奨励金の交付申請)

第五条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した奨励金交付申請書を、対象設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地又は機械及び装置を当該事業の用に供することとなつた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 対象設備を新設し、又は増設した者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者の氏名
- 二 対象設備に係る事業計画
- 三 対象設備に係る工場用の建物の敷地である土地の所在、地番、地目、地積、価格及び取得年月日
- 四 対象設備に係る工場用の建物の家屋番号、種類、構造、床面積、用途、価格及び取得年月日
- 五 対象設備に係る機械及び装置の種類、取得価格及び取得年月日
- 六 対象設備の新設又は増設に伴つて増加する雇用者の数
- 七 その他参考となるべき事項

(奨励措置の承継)

第六条 奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内)にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。)又は合併後存続する法人若しくは合併

により設立された法人は、奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者の地位を承継するものとする。営業の譲渡があつた場合の譲受人についても、また同様とする。

2 前項の規定により奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者の地位を承継した者は、承継の日（前項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。（奨励金の返還等）

第七条 知事は、この条例の規定により奨励金の交付を受けた者又は受けている者が次の各号の一に該当するときは、奨励金の交付をやめ、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 奨励金の交付を受けている者が事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。
- 二 この条例の規定に違反し、又は奨励金の交付の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の方法によつて奨励金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

（委任）

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の鳥取県工場設置奨励条例の規定の適用を受けている者に係る奨励措置については、なお、従

前の例による。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

3 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（適用除外）

第二条 鳥取県工場設置促進条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第四号）の規定は、開発地区内における開発地区の指定の日以後に係る工場の新設又は増設部分については、適用しない。

2 鳥取県工場設置促進条例附則第二項の規定により、なお従前の例によるものとされた者については、前項の規定の例による。

（新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

4 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（不均一課税の適用を受ける者についての鳥取県工場設置促進条例の適用除外）

第四条 この条例の規定により、不均一課税の適用を受ける者については、鳥取県工場設置促進条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第四号）の規定は、適用しない。

鳥取県子牛生産検査条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県子牛生産検査条例

鳥取県し畜生産検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十六号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、子牛について県が検査を行なうことによつて子牛生産の実態を把握し、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。

（生産の報告）

第二条 子牛（乳用種の雄牛を除く。以下同じ。）を生産した者（以下「生産者」という。）は、生産した日から十四日以内に、子牛を生産した旨を当該子牛を生産した場所の存する市町村の長を経由して知事に報告しなければならない。

（検査）

第三条 生産者は、知事が前条の報告に基づいて関係市町村長と協議して当

該生産の日から一年内で別に定める日時及び場所において、子牛生産検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。

2 生産者は、子牛が病気その他の理由により前項の指定の日時及び場所において検査を受けることができないときは、検査の日時又は場所の変更を求めることができる。

3 知事は、前項の請求があつたときは、その内容を審査し、関係市町村長と協議して、あらためて検査を行なう日時及び場所を指定するものとする。

（検査の方法）

第四条 検査は、子牛の血統、能力、体型その他規則で定める事項について行なう。

（検査を実施する者）

第五条 検査は、県又は畜産関係団体の職員のうちから知事が指定する者が行なう。

2 前項の規定により知事が指定した者は、検査を行なうときは、知事が交付するその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（検査済証の交付）

第六条 知事は、検査を終わったときは、検査済証を生産者に交付するものとする。

（検査結果の公開）

第七条 知事は、検査の結果をとりまとめ、一般の縦覧に供するものとする。

（検査手数料）

第八条 検査を受けようとする者に対しては、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、子牛一頭につき百円とする。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 第三条の規定に違反して検査を受けなかつた者は、二千円以下の罰金又は料料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(鳥取県牛馬籍条例の廃止)

2 鳥取県牛馬籍条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、この条例による改正前の鳥取県し畜生産検査条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした鳥取県牛馬籍条例及び鳥取県し畜生産検査条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四六一人」を「三、四五四人」に、「三、〇八六人」を「三、〇九〇人」に、「三七五人」を「三六四人」に改め、同項第五号中「一八四人」を「一八三人」に改め、同項第九号中「一〇九人」を「一一二人」に改める。

附則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「経営伝習農場実習指導業務従事職員」を「農業経営大学校実習指導業務従事職員」に改め、同条に次の二号を加える。

三十二 家畜保健衛生業務従事職員の特種勤務手当

三十三 有害物取扱作業従事職員の特種勤務手当

第十二条第二項中「一万五千元」を「二万八千元」に、「一万三千元」を「二万六千元」に、「一万一千円」を「二万四千元」に、「九千元」を「二万二千元」に、「七千元」を「二万円」に改める。

第二十七条第一項中「高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、完成検査、保安検査、容器検査又は立入検査の業務」を「火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定に基づく完成検査、保安検査若しくは立入検査の業務又は高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づく完成検査、保安検査、容器検査若しくは立入検査の業務」に改める。

第三十三条の見出し中「経営伝習農場実習指導業務従事職員」を「農業経営大学校実習指導業務従事職員」に改め、同条第一項中「経営伝習農場実習指導業務従事職員」を「農業経営大学校実習指導業務従事職員」に、「経営伝習農場」を「農業経営大学校」に改める。

第三十四条第一項中「水産試験場に勤務する」を削る。

第三十九条を第四十一条とし、第三十八条の表中

坑内作業従事職員の特種勤務手当	高所作業従事職員の特種勤務手当
殊勤務手当	深所作業従事職員の特種勤務手当
	爆発物検査業務従事職員の特種勤務手当

を

坑内作業従事職員の特種勤務手当

高所作業従事職員の特種勤務手当
深所作業従事職員の特種勤務手当
爆発物検査業務従事職員の特種勤務手当

有害物取扱作業従事職員の特種勤務手当

伝染病防疫作業従事職員の特種勤務手当
有毒農薬散布作業従事職員の特種勤務手当

に

改め、同条を第四十条とし、第三十七条の次に次の二条を加える。

(家畜保健衛生業務従事職員の特種勤務手当)

第三十八条 家畜保健衛生業務従事職員の特種勤務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師たる職員が家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条に規定する事務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額千円とする。

(有害物取扱作業従事職員の特種勤務手当)

第三十九条 有害物取扱作業従事職員の特種勤務手当は、職員が人事委員会のある場所において、有害物を取り扱う作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき六十円とする。

附則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県及び市町村職員」を「県、市町村及び地方公共団体の組合の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の肢体不自由者更生施設の項中「鳥取市」を「気高郡鹿野町」に改める。

第五条を次のように改める。

(鳥取県立岩井長者寮における使用料の徴収)

第五条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、利用者の経済的事情に応じて別表第三に定める額の範囲内において、当該額から事務費の一部に相当する額を控除して規則で定める額の使用料を徴収する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

使用区分		金 額
大居室	一人で使用する場合	一人月額一三、〇一〇円
	二人で使用する場合	一人月額一三、〇一〇円
小居室	一人で使用する場合	一人月額一三、〇一〇円
	二人で使用する場合	一人月額一三、〇一〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額一、〇〇〇円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第二条の表の改正規定は規則で定める日から、その他の改正規定及び附則第二項の規定は昭和四十二年四月一日から施行する。(在寮者に対する配慮)

2 この条例施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使

用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中

胃ガン集団検診	一件につき	六百元
子宮ガン集団検診	一件につき	二百円

子宮ガン集団検診	一件につき	四百円の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額
----------	-------	----------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

鳥取県公衆浴場基準条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「清潔その他入浴者の衛生及び風紀上」を「及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に」に改める。

第三条第十一号中「浴場」を「浴室」に改める。

第四条を次のように改める。

（特殊浴場等の措置の基準）

第四条 貸切湯、兼湯その他の特殊浴場の営業者又は個室付浴場業（風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条の四第一項に規定する個室付浴場業をいう。）を営む者は、前条各号に掲げるものは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 他種の浴場に併設する場合において、風紀上必要がある場合は、出入口は相当の距離を保つこと。
- 二 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- 三 個室は、内部を見透すことのできるものとする。
- 四 浴室、個室又は休憩室には、施錠の設備をしないこと。
- 五 浴場内には、寝台、布とん、枕、座布とん、ソファ等は、風紀上有害と認められる場合は備えつけないこと。

六 浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を入浴者に見える場所に掲げ、又は置かないこと。

七 個室又は休憩室には、押入を設けないこと。

八 貸切時間は、一回四十分以内とし、割増料金の徴収等の方法により時間を延長しないこと。

九 貸切湯は、家族以外の男女を混浴させないこと。

第五条各号列記以外の部分中「及び管理者」を削る。

第六条を次のように改める。

(措置基準の緩和)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、入浴者の衛生上又は風紀上支障がないと認められる範囲内において、第三条及び第四条に規定する措置の基準を緩和することができる。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立 農業指導 者養成所	鳥取県立 農業指導 者養成所	鳥取県立 農業指導 者養成所	鳥取県立 農業指導 者養成所
東伯郡 関金町	東伯郡 関金町	東伯郡 関金町	東伯郡 関金町
農村の青少年に対し、科学的かつ合理的な農業経営又は農村の生活に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。	農村の青少年に対し、科学的かつ合理的な農業経営又は農村の生活に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。	農村の青少年に科学的かつ合理的な農業経営に必要な技術を伝習し、中堅青少年の養成を行なうこと。	農村の青少年に科学的かつ合理的な農業経営に必要な技術の伝習し、中堅青少年の養成を行なうこと。

に改める。

鳥取県 立農業 指導者 養成所	鳥取県 立農業 指導者 養成所	鳥取県 立農業 指導者 養成所	鳥取県 立農業 指導者 養成所
東伯郡 関金町	東伯郡 関金町	東伯郡 関金町	東伯郡 関金町
農村中堅実務者に対し、科学的かつ合理的な農業経営に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。	農村中堅実務者に対し、科学的かつ合理的な農業経営に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。	農村中堅実務者に対し、科学的かつ合理的な農業経営に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。	農村中堅実務者に対し、科学的かつ合理的な農業経営に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(修業年限)

第四条 鳥取県立農業経営大学校の修業年限は次の表のとおりとし、鳥取県立農業指導者養成所の修業年限は知事が別に定めるものとし、その他の施設の修業年限は一年とする。

課 程	修 業 年 限
本 科	二 年
実 科	一 年

(授業料の徴収)

第五条 鳥取県立農業経営大学校の本科第一学年に在学する者に対しては、

授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、月額五百円とする。

(授業料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより授業料を減免することができる。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七九〇人」を「八二〇人」に、「二八人」を「二九人」に、「五二人」を「五四人」に、「二四一人」を「二五〇人」に、「四六九人」を「四八七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 補則(第三十四条)」を「第八章 個室付浴場業の規制(第三十四条・第三十五条)」に改める。

第五条第一項第一号中「並びに定款及び登記簿の抄本」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

四 申請者(法人にあつては、代表者及び業務を行なう役員)に係る住民票の謄本又は外国人登録済証明書

五 法人の場合にあつては、定款及び登記簿の謄本

第二十九条及び第三十条中「別表」を「別表第一」に改める。

第三十四条を第三十六条とし、「第八章 補則」を「第九章 補則」に改め、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 個室付浴場業の規制

(その周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要がある施設の指定)

第三十四条 法第四条の四第一項の条例で定める施設は、別表第二に掲げるとおりとする。

(個室付浴場業の営業の禁止)

第三十五条 法第四条の四第一項に規定する個室付浴場業は、別表第三に掲げる地域においては営んではならない。

別表の一中「元鑄物師町、新鑄物師町」、「丹後片原町」、「川下町」及び「大森町」を削り、同表の三中「堺町二丁目」の下に「堺町三丁目」を、「福吉町二丁目」の下に「旭田町、金森町」を、「余戸谷町」の下に「八幡町」を、「明治町」の下に「明治町二丁目」を、「宮川町」の下に「宮川町二丁目」を、「大正町」の下に「大正町二丁目」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二

都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一号に規定する児童公園

別表第三

一 鳥取市の区域(一般国道五十三号、県道鳥取停車場線、市道火災復興十三号線、市道火災復興三十三号線及び市道火災復興十七号線によ

つて囲まれた地域を除く。)

二 米子市の区域(県道皆生西原線、市道皆生中央線、市道皆生北四号線、市道皆生東四条通線及び市道皆生北二号線によつて囲まれた地域を除く。)

三 倉吉市の区域

四 境港市の区域

五 岩美郡の区域

六 八頭郡の区域

七 気高郡の区域

八 東伯郡の区域(県道鳥取鹿野倉吉線、町道村通線、町道株湯線、町道神社線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び二級河川三徳川左岸によつて囲まれた地域を除く。)

九 西伯郡の区域

十 日野郡の区域

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一箇年」を「二年」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 教育委員会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解嘱することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県県管印刷事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県県管印刷事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県県管印刷事業特別会計条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県県管印刷事業特別会計の昭和四十一年度分の収入、支出及び昭和四十一年度分の決算に関しては、この条例による廃止前の鳥取県県管印刷事業特別会計条例は、この条例施行後においても、なお、その効力を有する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】